

令和7年度 第2回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和7年8月27日（水）午後1時30分から午後4時まで
開催場所	白井市役所東庁舎3階会議室303
出席者	吉井会長、稲葉委員、竹内委員、大嶋委員、折原委員
欠席者	岡澤副会長、増子委員
事務局	元田市民活動支援課長、石田市民活動支援係長、渡邊主査補
傍聴者	1名
議題	（1）令和7年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（資料1-1、2） （2）総合的評価における担当課ヒアリング（資料2-1、2） （3）市民参加条例の見直しについて（資料3-1、2） （4）その他
資料	①資料0 第2回次第 ②資料1-1、2 評価まとめ表 ③資料2-1、2 ヒアリング対象事業 質問及び回答 ④資料3-1 千葉県内の市民参加条例等一覧 ⑤資料3-2 県外の市民参加条例等一覧

（会議内容）

●1 開会

●2 会長あいさつ

●3 議題

議題（1）令和7年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

事務局説明

○事務局

令和6年度終了事業は、4事業が対象となります。

ここで一つ訂正がございます。委員の皆様には先日メールにてご連絡させていただきましたが、事業番号①の白井市第3次教育大綱策定事業についてですが、当初は令和6年度中に終了予定だったところですが、令和7年度まで延長していたことに気づかず評価をお願いしていました。そのため、本年度の総合評価対象事業は5事業から一つ減って4事業が対象となります。

今回評価を行っていただいた皆様にはご迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。また、中間評価事業は10事業から一つ増えて11事業となりますので、①事業については9月10日までにご提出をお願いいたします。他の10事業も併せてご提出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、コメントの変更が無い方はこちらで点数を削除し、転記して作成いたしますので、その旨お伝えください。

資料の説明に戻らせていただきます。

「資料1-1 評価まとめ表 事業番号②しろいこどもプラン策定事業」をご覧ください。まず、資料の見方について説明させていただきます。昨年度と同様になりますので、簡単に説

明させていただきます。

こちらは、皆様から提出して頂いた評価シートをまとめたものとなります。横軸が委員氏名となっており、縦軸が各項目についての点数、コメント等となります。

委員ごとにどんな点数や評価を行ったのかを、縦に見ていくことでわかるような表となっています。まず、二段目に各委員の皆様の総合評価点数が記載されています。これは、評価項目欄の①市民参加の方法、②市民参加の手続き（基準）、③市民参加の手続き（水準）を合計した各委員の評価点数となります。各項目の最高点数は10点となるため、総合評価点数の最高点は30点となります。点数の内訳については、評価項目欄より下をご覧ください。

●●委員の評価を例に説明いたします。①は9点となっており、評価シートの1ページ目に記載していただいた点数となります。②は、8点となっておりますが、これは、手法ごとの評価欄より下の項目を見ていただきたいのですが、評価シートの2ページ目以降で手法ごとに基準、水準に分けて点数をつけていただいたと思いますがそれを転記したものとなります。

例として審議会の設置が基準9点となっていると思います。この基準の評価点の平均値を出したものとなります。③は7点となっています。これについても②と同様で、各手法の水準の評価点の平均値を出したものとなります。①～③までの点数を合計すると24点となり、これが総合評価の点数となります。それ以外の項目は皆様から提出していただいた評価シートから転記したものとなります。

続きまして裏面をご覧ください。一番右の列にこの事業の最終評価を記載しています。この点数については、皆様の点数を平均したものとなります。本事業の総合評価点数は、暫定20点で良好という結果になりました。

続きまして「資料1-2 評価まとめ表 事業番号③ 白井市地域防災計画修正事業」をご覧ください。こちらも見方は全く同じとなります。横軸が委員氏名となり縦軸が各項目についての点数、コメント等となります。

裏面をご覧ください。一番右の列にこの事業の最終評価を記載しています。本事業の総合評価点数は、暫定20点で良好という結果になりました。

ここで一つお伝えさせていただきたい点がございます。

今回評価していただいた②市民参加の手続き（基準）、③市民参加の手続き（水準）についてです。評価を行う上で、評価チェック表を参考にさせていただきたいとお伝えしたところです。②市民参加の手続き（基準）につきましては、条例の定め合っているかの指標となり条例に記載されている要件（評価チェック表）に合致していれば基本的には10点となります。

あくまで条例の基準を満たしているかの指標となりますので、例示として「会議を公開する」と要件にあれば公開していればよく、「事前周知は指定の場所に行く」という要件であれば、指定の場所で周知を行っていればよく、すべての要件を満たしていれば、10点となるものとなります。

公開までの期間が遅かった、指定以外の周知方法も行うべきなど、要件に記載されていない場合は、③市民参加の手続き（水準）の点数となりますので、基準は条例の要件を全て満たしていれば10点、それ以上の工夫等を行っている場合は、水準の方で加点又は減点する形で評価を行っていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。配布資料の見方についての説明は以上となります。

以上の点を踏まえまして、この後皆様には、評価についての議論を行っていただきます。

議論の流れについて説明いたします。

各事業について、より強調したいことについて発表していただきたいと思います。発表した内容につきましては、事務局がホワイトボードに記載し、発言終了後に確認させていただきます。時間に限りがありますので、まず学識経験者のお二人から発言していただき、その後に学識経験者以外の皆様に特に発言されたい方に挙手制でご発言いただきたいと思います。お1人2分程度でご発言をお願いいたします。ご協力よろしくをお願いいたします。

意見等

○●●委員

●●委員から。

○●●委員

承知いたしました。

事業番号②しろいこどもプラン策定事業につきまして、まず、よかった点なのですが、複数の市民参加の手法を取り入れている点が高く評価できると思います。従来型のパブリックコメント募集に加えて、意見交換会やインタビュー調査といった独自の手法を取り入れている点が大変すばらしいと思いました。

二つ目が、独自のアプローチということで、意見交換会とインタビュー調査を実施されているという点です。

改善点としましては、まず、公募委員の割合なのですが、市民感覚を大切にする審議会であれば50%以上、技術的、専門的審議会であれば30%以上が市民からの公募が望ましいとなっているのですが、本審議会は、17%にとどまるということでしたので、改善の余地があると感じました。

また、パブリックコメントの結果につきまして、審議会でどのように共有されたのかを読み取ることができませんでしたので、そのあたり明確にいただけると、意見を提出された皆様、市民の皆様にとっても、市民参加として意義があるものになると思いました。

よかった点にもう一回戻らせてください。よかった点として、アンケートの回収率が非常に高いということが挙げられます。望ましい基準が30%であることに対して、本事業に関しては、回収率66.9%という高い回収実績がございます。

ただ、改善点になるのかもしれないのですが、広報しろいのほうで、このアンケートの周知をされた調書にあったと思うのですが、私の確認不足だったと思うのですが、令和5年11月1日号、15日号、それから12月1日号の、つまりアンケートを実施する直近の3号の広報しろいでは、このアンケート募集の周知を確認できなかったもので、こういった形で周知されて、このような高い実績を出されたのかなというのが、ほかの事業のお手本になる可能性もあるので、共有していただければというふうに思いました。

また、意見交換会を実施されている点は、大変すばらしいと思うのですが、この意見交換会の位置づけが少し分かりにくかったというのが率直な感想としてございまして、一つ前の教育大綱の事業でも、この意見交換会を市民参加の手法として取り入れていると書いてあったと思います。同じ会議が教育大綱と、この事業②のこどもプラン策定事業に係るもの、二つの事業に係る市民参加の手法として、意見交換会を実施されたと思うのですが、報告書も分かりやすく丁寧に、写真もついて公表はされているのですが、位置づけが分かりに

くかったので、吸い上げた意見をどのように事業に反映されているかが明確にされていると、さらによくなるんじゃないかと思いました。

私からは以上です。

○●●委員

ありがとうございます、●●委員からお話いただきました。

それでは、引き続き●●委員、お願いします。

○●●委員

よかった点なのですけれども、審議会のほうに20代の若い方が入られていたというのは、よかったかと。幅広い層で意見が取り入れられたかと思いました。パブリックコメントに関しては、一応、審議会に報告をしていたというところは、よかったと思います。アンケートに関しても、回収率がよかったというところや、子供の生活状況を踏まえるため、幅広いステークホルダーにアクセスできていたというところもよかった点だと思います。

意見交換については、結構多くの人が集まっていて、LINEで広報をしていたみたいなので、広報の仕方もよかったかと思いました。

あとは、特定の課題について、インタビューをかなり丁寧に行っておられたので、こちらも意見を集約するという点では、すごくよかったと思います。

改善点としては、パブリックコメントの期間が挙げられます。年末年始だったかと思うので、その時期にやってしまうと、普通の方は12月、結構忙しいと思うので、見る時間が取れないんじゃないかというところがありました。ほかの時期に動かしたからといって、意見が集まるかというところは、こちらの責任ではなくて、受け取る側の意識というところはあるのですけれども、時期については、少し気になりました。

それぐらいですかね。とても意見の吸い上げしっかりされていて、それがしっかり審議会で議論されて、反映されていくという形だったので、よかったと思います。

以上です。

○●●委員

●●委員、ありがとうございました。

それでは、●●委員、追加。どうぞ。

○●●委員

1点だけ、よろしいですか。先ほど言い忘れてしまったのですけれども、よかった点として、パブリックコメントの周知に、広報しろいにQRコードを掲載されていたので、アクセスしやすかったんじゃないかと思いました。

すみません、以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

今、●●委員からコメントを頂きました。各委員から、ここはという御意見、もしあったら、ここで頂きたいのですけれども、いかがでしょうか。

●●委員。

○●●委員

担当課への質問事項の回答はいただけますか。

○事務局

会議資料の2-1と2-2がございます。今回のしろいこどもプランは2-1です。

○●●委員

大丈夫ですか。

○●●委員

じゃあ、後ほど。分かりました。ありがとうございます。

○●●委員

●●委員、いかがですか。

○●●委員

大丈夫です。

○●●委員

分かりました。コメントについては。

○●●委員

コメントについて、いいですか。

全体的に見ていたら、基準の中で、周知場所というのは、必ずこれに書いてあるじゃないですか、チェックシートの中に。図書館とかホームページとか。そうすると、一概には言えないのですけれども、満たしているものって少ないのですよね。必ず図書館がなかったり、何々がないのです。そうすると、×にせざるを得ない。そうすると、点数下がってしまうのですよ。これは、いかななものかと思ひまして。これ、悪いですけれども、これを開催されている皆様を見ても、一つ入っていないのがあったりするのですね。それって、みんな図書館は掲示しないのであれば、図書館は外してよいのではと思ひました。これがないために点数が下がるというのは、ほかがよくても、非常にもったいないと思ひました。この事業に限らず、全体として頭に入れておいたほうが。

○事務局

このこども事業に限らずということですね。

○●●委員

こどもプランでも掲示していないので、私の評価点数がよくないのも幾つかあって、例えば、その他の方法です。他の委員は、10点とか8点をつけている方もいらっしゃるのですけれども、評価基準を真に受けると、周知方法が、いくら資格者が子育て支援団体だとしても、市民に対して、団体に対して、こういうアンケート、インタビューを行うこと、行ったことに対する周知は必要ではないか。しかし、全部チェックが入っていないわけです。そうすると、点数が悪くなる。10点ということは私はないと思ったのですけれども、そこは考え方が少し違うのかと思ひました。

○●●委員

その辺いかがですか。先ほど事務局がおっしゃった基準と水準の部分にも関わってくるような一つの話だと思いますけれども。

お願いします。

○事務局

基準と水準の話、先ほどおっしゃられたとおり、基準については、公表する場所が情報公開コーナー、図書館、ホームページの3点が必須なのです。先ほども説明しましたがけれど、基本

的に三箇所できていれば、公表の場所に関しては、満点となります。

ただ、図書館が漏れていることが多いという話があります、過去の経緯ですと、もともとはホームページと情報公開コーナーで、ここの審議会で、図書館もやったほうがいいのかという話があって、基準に入れたところです。

漏れているものに対して、基本的にはいろいろな考え方がありますがけれども、1個漏れているからマイナス1点という形の方もいれば、そもそも三つやらなければいけないのだから、三つやっていなければ0点という考えもあると思うので、そこについては、説明ができる形であれば問題ないと思っていますが、基準については、ある程度しっかりとした理由があってつけているはずなので、あまりずれがないほうが望ましいと思っています。

その一方で、水準については、それぞれの質の部分ですから、それは人によって大切にしているものは違いますので、事前周知が何よりも大切だと思っている人であれば、事前周知の工夫がされているものについては、良い評価をするでしょうし、情報公開の結果の発表、公表が大切だという方であれば、そこに対しての質に力点を置かれますので、そこは皆様の感覚でよろしいかと思います。

先ほどのその他の方法については、これを市民参加だとみなしているか、していないかという部分がお話になっていて、●●委員としては、その他の方法というのは、市民参加の方法として、あまり不適切じゃないかとみなしているから、よい評価があまりつけられないという話なのだとということでしょうか。

○●●委員

違います。ここに載せているということは、市民参加の一環としてやっているという捉え方ですので、それだったら、市民に知らせるべきではないかと思っただけです。

○事務局

広く市民に周知するのではなくて、特定の人だけに知らせるのだと、情報の周知になっていないんじゃないかということでしょうか。

○●●委員

そうです。インタビューをやりました、やりますということは必要ではないかと思ったのと、対象者ですが子育て支援団体等と書いてあるのですけれども、いくつあって、どうやって選出したのかが一切書いていないのです。

○事務局

分かりました。その点につきましては、この後、ヒアリングを行いますので、そこで聞いていただきたいと思います。いろいろな考え方があるのですけれども、全体で見たときに、水準の話になると思いますが、今のお話だと、通知がしていないのではないかと、市民に公表されていない。それが例えば、1点になるかどうかというのは、現時点では仮の点数となりますので、この後、ヒアリングが終わった後に、皆さまの議論の中で決めていただければと思います。

内容の不備の部分については、これに書いてある内容であれば、事業の内容ではありませんので、聞いていただければと思います。今のお話ですと、ほかの市民に対しても、例えば広報でヒアリングをやりますと周知していればよかったのではないかと。

○●●委員

評価チェック表の判定基準を、そのまま適用すると、事前周知については、その他で直接通知したと記載してあります。

ただ、周知方法としては、これだけのところにチェックしなさいよと。あと、チェックリストを見ると、その他の市民参加の事前周知は広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー、図書館となっています。これに合っているかどうか判定してしまうと、全部×になってしまいます。

その他の市民参加ですね。評価チェック表の判定基準をそのまま適用すると、事前周知の方法は、広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館が入っています。

○事務局

今のお話だと、チェック表は前回の会議資料になりますが、事前周知については、0点ということはあるかもしれないですけども、ほかのものがやっていないかということ、全体の点数ではまた違ってくると思います。

○●●委員

この市民参加の総合評価がありますよね。例えば、これの結果についても、ホームページ、情報コーナー及び図書館が入っていないと、×になってしまいます。一つ、二つ入っていない。これをそのまま見ると、その他の市民参加のチェック表が、今回の担当課が実施した市民参加のインタビューに合致しているかどうかです。

○事務局

例えば今の話ですと、公表の方法の結果を見ると、ある程度の市民参加を行っていると思うのです。例えば、一番最後のページの結果の公表の部分です。

○●●委員

結果の公表は、情報公開コーナーのみですね。

○事務局

情報公開コーナーとホームページですかね。

○●●委員

ホームページですね。でも、図書館がなかったら。

○事務局

それをもって1点にするかどうかというのは、皆様で議論していただいたほうがいいと思います。

○●●委員

ただ、このチェック表がある限りにおいては、これを基準にしてやりなさいということですよ。

○事務局

基本はそうなります。事務局が点数について意見すると誘導になってしまうので、意見は差し控えていただきます。理由があって、御自分で点数をつけていらっしゃるのです。基準については、少なくともやっているか、やっていないならマイナスですと、先ほどおっしゃられたように、そういう話が共有できればいいと思っています。

ただ、それはどの程度なのかを皆様で共有する必要があると思うので、やっていないから、×ではなくて、やっていないから、点数、評価を下げるしかないという話だと思います。そこは皆さんの中で共有ができればいいと思っています。

○●●委員

御指摘いただいて、ありがとうございます。私の評価の根拠について説明させてください。

●●委員のおっしゃっているとおり、私もこの評価チェック表と、評価のシート記入表を参考にしながら確認いたしました。おっしゃるとおり、少しイレギュラーな独自の手法なので、必ずしもここに当てはめるのは難しいかと思いながら確認をしていたのですけれども。確かに、1番目の回数、内容の重要性についての適切な回数、これはインタビュー調査ですし、適切だと思ったので、○にしています。

市民が参加しやすい場所や曜日、時間帯で開催を考慮しているかというのは、これは特殊なケースなので、私は、ここはスキップというか、○とも×ともつけがたいと思いました。

原則公開としているか、非公開とする場合、適切な理由によるものかということで、これは、適切な理由で非公開としているので、○にしています。

次の④の対象者の資格が限定されていないか。これは限定されているのですけれども、⑤の対象者が限定されている場合、理由は適切かで、合理的な理由だと判断したので、○にしております。

事前の周知については、少し特殊なケースですし、必ずしも必要かということで、⑥はスキップさせていただいて、その次の⑦で、●●委員の御指摘のとおり、ホームページ、情報公開コーナー、図書館で結果を公表しているかと書いてあるのですけれども。

○事務局

このあたりも含めて、この後ヒアリングを行いまして、その後、また討議の時間を用意していますので、この辺の議論は、討議のときに少ししていただいたほうが、ヒアリング後の方が、建設的な議論ができると思いますので、この議論はヒアリング後にさせていただければと思います。

○●●委員

分かりました。そうさせていただきます。

でも、一つだけ、概要はすごくよかったです。公表されている概要を拝見して、やった意味が大変意義があったんじゃないかということで、市民参加として意義があったと考えました。

すみません、失礼しました。

○●●委員

ありがとうございます。

今、●●委員から聞いていたお話も、ここで我々がこれを討議する上での基本的な大事なことだと思いますので。

ただ、その置き場所を、一回これを進めた上で、そこでまた再度とさせていただきたいと思います。

○事務局

すみません。議題2のときに、お願いできればと思います。

○●●委員

これで、事業②については終了となります。引き続き事業③について、●●委員からのコメントを頂ければと思います。

まず、●●委員から、よろしくお願いします。

○●●委員

ありがとうございます。

③の事業、白井市地域防災計画修正事業について、よかった点から申し上げます。

よかった点としましては、条例基準にのっとって実施されている点が、よかったと思います。改善点としまして、審議会の会議の開催が1回であるというのは、やや少ないように感じました。

また、事業の特性上、やむを得ないと思うのですが、パブリックコメントが1件も集まらなかった点について、例えば概要など、分かりやすいものを公表したら、また違う結果だったのではないかと思います。

また、よかった点のほうで、パブリックコメントの周知方法として、議会への行政運営報告においても周知されている点については、定められているもの以外にも周知をされていてよかったのではないかと思います。

すみません、以上です。

○●●委員

ありがとうございます。●●委員、ありがとうございました。

では、●●委員、いかがでしょうか。

○●●委員

ありがとうございます。

③の白井市地域防災計画修正事業についてなのですが、修正の事業なので、時代の変化にも合わせてというか、状況に合わせて合理的にやっていくということも大事だと思いますので、その点で、これは合理的に議論を進められた点は、評価できるのではないかと思います。大きな改定とかのときには、いろいろやる必要はあるかと。今回は、これで十分だったのではないかと思います。

一方で、防災というのは、常に市民に知っていただくということが必要だと思いますので、やはりパブリックコメントの閲覧件数でも、いろいろな広報の手法を駆使してやられているにもかかわらず、閲覧件数が少なかったということなので、何か見ていただくとか、知っていただく機会のようなものをプラスアルファで行いつつ、こういうパブコメの募集等をやっていたほうがよかったのではないかとこのところは課題として感じました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、今、●●委員からの話がございましたけれども、各委員から、この評価について、強調されたりということがございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。大丈夫ですか。

○●●委員

一つ、いいですか。

○●●委員

お願いします。

○●●委員

公募の中で、一般市民から公募をしていないと。理由は丁寧に書いてあって、条例で決まっているということなのですが、もう時代は変わっているので、条例を見直すなりして、一般公募、市民の方にも公募するようなことに考え方を变えてもいいんじゃないのかなと思いました。

というのは、専門家ばかりですと、専門家の意見ありきになるような気がしました。消防団の方とか、この公益団体の代表者というの、どうやって選んだのか分からないですけども、何をもって公益団体というのか、私も少し分からなかったんですけども、見直す時期ではないのかと。

というのは、防災については、市民みんなで協力してやろうという意識が高まっていますので、そういうことも大事だと思いました。

○●●委員

ありがとうございます。

あと、いかがですか。特によろしいですか。分かりました。

それでは、今、●●委員と●●委員と●●委員からコメントございました。その辺の確認ですかね。

○事務局

まず、よかった点としては、基準にのっとって実施しているということと、パブコメに関しては、議会にも周知をされているという点が挙げられていたということです。

改善点につきましては、会議が1回ということが、少し少ないというような御意見がございました。

その他、パブコメが0件だったということ。内容も少し専門的な部分もあるとはいえ、知っていただく機会を経てからパブコメを実施するような工夫があれば、0件という数字にはならなかったのではないかとということで、改善点として御意見を頂いております。

最後、審議会が、一般公募が設けられていないという点について、時代等も考慮し、一般公募も入れるような検討もされたほうがいいのかという御意見があったかと思います。よろしいでしょうか。

○●●委員

事業番号②についてはよろしいですか。事業番号③のほうは。

○●●委員

③番のでよかった点で、●●委員がおっしゃっていたのが、修正の事業なので、合理的に実施されたのではないかと御発言いただいていたと思います。

○●●委員

ありがとうございます。

○事務局

これも一部漏れていたりしたら、後で言ってください。

よかった点としては、複数の市民参加の手法という、また、独自のアプローチが意見交換とか団体インタビュー、また、その意見交換の後、LINEで広報を行っていたということで、広報の仕方を工夫していたということがあったかと思います。

アンケートの回収率というのも66.9%と、基準よりも高いというようなところと、審議会に20代の方が委員として参加しており、幅広い層からの意見を聞いているのではないかと、よい点。あとは、パブコメを審議会で報告したり、QRコードを使っていたところがよかった点の御意見として挙がっていたと思います。

一方、改善点といたしましては、公募委員の割合が少ないのではないかと御意見がありました。その他、パブコメについてなのですけども、パブコメの意見を審議会でも共有できて

いるのかというところの御意見と、実施時期が年末年始であることについて、もう少し時期を工夫できなかったのかという御意見がございました。

また、直近の広報しろいで、アンケートについて広報で見つけることができず、周知方法をどのようにして行ったのかというのも、改善というよりかは、確認したいとのことでした。

○●●委員

確認したいということですね。

○事務局

確認ですかね。あとは、意見交換というものの位置づけがちょっと分かりにくかったというような御意見が出たかと思います。漏れ等がありましたら、言っていただければと思います。

あとは、担当が来ていますので、ヒアリングで聞いていただいて、修正等を図っていただければよろしいかと思います。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

議題（２）総合的評価における担当課ヒアリング

事務局説明

○事務局

この後、ヒアリングに入らせていただきますが、その前に、流れについて御説明させていただきます。

ヒアリングなのですが、１事業１５分までとしまして、本年度から、市民活動支援課が事業の概要を先に説明いたします。その後、担当課に補足があれば説明いただいて、ヒアリング開始となります。

ヒアリングについては、調査票で見られない部分ですとか、質問事項への回答で不明な点や、追加で確認したい点について御質問をいただきます。

次の３点については、質問の対象外とさせていただきます。

事業目的の良し悪しに触れる質問、今年度及び今後の市民参加に関わる質問、その他の市民参加条例の意図と異なると認められるような質問になります。

終了時間が近づきましたら、事務局からアナウンスをさせていただきます。

それでは、会長に進行をお返ししますが、このまま始めてしまってもよろしいですか。

○●●委員

お願いします。

子育て支援課ヒアリング

○事務局

分かりました。では、始めさせていただきます。

まず、ヒアリングを開始する前に、しろいこどもプラン（第３期白井市子ども・子育て支援事業計画）の策定事業の概要について、説明をさせていただきます。

しろいこどもプランは、こども基本法に基づきまして、市の子供に関する取組を総合的に推進するための計画となります。本計画から、２０代や３０代までの若者への支援も新たに対象として加えております。現行計画が令和６年度をもって終了することから、令和７年度から令

和11年度までの5か年計画となる、しろいこどもプランを策定いたしました。

実施した市民参加の手法は、審議会、パブリックコメント、アンケート、意見交換会となっております。こちらワークショップという形で開催をしていたものですが、総合計画のワークショップを併せて行ったものになります。そちらのほうで意見交換会であるというような回答がありましたので、総合計画に合わせさせていただいて、意見交換会として扱わせていただく形で行わせていただきます。

概要についての説明は以上となります。担当課で補足事項があれば、お願いします。

○子育て支援課

特にないです。

○事務局

では、ヒアリングを開始いたします。先立ちまして担当課の職員から挨拶をお願いします。

○子育て支援課

子育て支援課長の相馬と申します。よろしくお願いします。

○子育て支援課

子育て支援課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、スケジュールにのっとりまして進めていきます。各事業のヒアリングということになります。

今、事務局からも御説明がございましたが、このヒアリングについては、担当課から提出いただいた先ほどの調査票で、読み取れない部分についての御質問と、それから、御回答で不明な点とか、追加で確認したい点の2点になりますので、特に事業の内容ではなくて、御回答いただいた部分についてのヒアリングということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問等のある方については、お声がけさせていただいて、挙手していただければと思いますけれども、いかがでしょうか、各委員。

●●委員、どうですか。

○●●委員

お願いします。2点、御教授いただければと思います。

まず、1点目なのですが、パブリックコメントの回答への結果報告がどのような形で実施されたのかについて、御教授いただければと思います。結果報告の報告日は令和7年2月14日で、審議会の最終開催日が令和6年11月19日となっておりますので、例えばメール報告ですとか、あるいは、何かお手紙を出されたとか、そういった方法について教えてください。

○子育て支援課

パブリックコメントの報告につきましては、2月14日に文書にて審議会の委員に通知いたしました。パブリックコメントは参考意見が四つだったものですから、会長と対面で行うか、書面で行うかを相談させていただいて、書面で結果の報告と、御意見があったらお願いしますという内容を通知させていただいて、特に御意見はなかったため、そのままこの案を採用とさせていただきます。

○●●委員

御教授いただきありがとうございます。

それでは、もう一点だけ、2点目なのですけれども、ホワイトボードに記載されていた内容にもあったと思いますが、複数の市民参加の手法を実施されているのは非常に素晴らしいと思います。しかも、独自の手法で実施されている点というのも非常に素晴らしいと思うのですが、意見交換会として、小学生の方とか中学生の方、高校生から35歳の方に集まっていた上で、会議で話し合った内容が、その事業に対して、こういったインパクトを与えたかという点について教えていただければと思います。

○子育て支援課

このワークショップは、総合計画と都市マスタープラン、こどもプランの策定の時期が少しかぶっているんで、合同でやろうということで、市としては、本当に初めて子どもと若者から実際に生の意見を聞こうということで開催しました。計画に対して、どのように反映されたかという点については、アンケートでも小中学生とか、若者の声は聞いていますけれども、生の声で、今後の白井について考えていただく機会と、自分たちが今後、白井のためにどういうことができるのかというところもお伺いしました。こどもプランの中では、子どもとか若者という当事者の視点を大切にしたいところがありました。その意見を聞くことによって、例えば、子どもの居場所づくりとか、あとは、白井の中で自分たちでどのような活躍をしていきたいかなどが意見として出たものですから、居場所づくりや活躍の場で、どういう事業ができるかというところを、今回は新規事業のような形で反映をさせていただいています。

○●●委員

ありがとうございます。すごく参考になりました。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、ございますか。

○●●委員

はい。よろしいでしょうか。

1点だけなのですけれども、総合計画がきっかけになって、いろいろな課と連携しながら、意見交換会であったりとか、アンケートだったりとか実施されたかと思うのですけれども、課題とかがあれば、連携に関して難しかった点であったりとか、何かうまくいった点があれば、教えていただきたいと思います。

○●●委員

ありがとうございます。いかがですか。

○子育て支援課

策定している中でうまくいかなかった点ですか。

○●●委員

そうですね。例えば、意見交換会について、どのような連携がありましたかという質問をさせていただいたのですけれども、共同で企画実施しましたということだったのですが、役割分担であったりとか、具体的に何か連携する上で難しかったところなどあったのでしょうかというところをお伺いしたいと思っています。

○子育て支援課

一番難しかったのは、やはり子ども、若者を集めるということです。ここも各課の職員、みんなでいろいろなアイデアを出し合いました。企画政策課ですと、今まで住民意識調査でアンケートを答えていただいた中に、返信はがきをつけて、今後、調査に協力していただけますという人がいたのですけれども、今回そういった若者に声をかけたりとか。あと、市の中でLINE登録している方には声かけとか、いろいろな形で、子どもと若者を集める方策というのを考えました。あとは、もちろん広報とか、小学校にも協力していただいたりとかして、お子さんたちを集めたというところがあって、結果的には開催できる人数が集まったので、そこはほっとしているところです。

○●●委員

ありがとうございました。

いろいろな課の知恵を集めてやられたということで、人もたくさん集まっていたので、そういうところははどうしてだろうと思っていたので、お伺いできてよかったです。ありがとうございました。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

意見交換会について、お尋ねしたいのですけれども。三つの枠で集められたということで、高校生等から35歳までが3回目と4回目の2回、これは若い世代の部という認識でいいのですか。

○子育て支援課

そうですね。

○●●委員

これについて、よく24名も集まったなと思うのですけれども、大変だったのだと思うのですけれども。この内訳、高校生から35歳と漠然としているので、どういう世代が多かったのかと。もう一つ、35歳までと出てくるのですけれども、若者というのは、35歳までという何かくくりがあるのですか。それを教えていただけましたら。

○子育て支援課

まず、若者までのくくりの件ですけれども、こども基本法というのが令和5年4月1日から施行されて、こども基本法の中で、子どもという定義が、心身の発達の過程にあるものという定義がされています。児童福祉法でいうと、18歳未満までが子供の範囲にはなるのですけれども、今度、こども基本法の中では、子どもというくくりが、20歳とかでも、もちろんそういった発達の過程であるというところと、あと、若者というくくりが、これも若者の計画を千葉県とかもつくっていて、千葉県の計画の中でも、若者というものが30代まで、要は39歳というところまで、若者としてというところと。

その背景には、恐らく引きこもりとか、そういったところもあって。あと、結婚とか晩婚化というところもあって、若者というところをそこまで見ているという背景があるかと思います。そういったところから、30代までを若者として考えて、今回は、ワークショップに関し

ては、35歳というところで話し合っ募集をかけたというところがあります。

年齢は、詳しいデータは手元にないのですが、私が見ていた限りは、高校生が一番多かったのですが、大学生も数名いて、あと、30代の方は、1回目か2回目にはいたかなと思うのですが、一回受け付けして、やっぱり若者が多いので帰りますとって、帰ってしまった方がいました。

○●●委員

そういうこともあるんですね。

○子育て支援課

帰ってしまう方がいたのですが、高校生が一番多かったです。

○●●委員

ありがとうございます。

ほかの委員はいかがですが。取りあえず、よろしいですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ごめんなさい、1点だけいいですか。

○●●委員

どうぞ。

○●●委員

アンケートの事前周知は、広報しろいで出していると思うのですが、今回は出していないですか。

○子育て支援課

出していないです。調査票の回答ミスで、広報しろいでの実施はしておりませんでしたので修正をお願いします。また、調査表1-7の催促はがきは郵送しているのですが、チェックをしていなかったで、チェックをお願いします。申し訳ありませんでした。

○●●委員

いくつぐらい出すのですか、督促はがきって。

○子育て支援課

お礼状と督促を一緒にしているので対象者全員の方に出しました。

○●●委員

そのほうが効率いいですね。分かりました。●●委員。

○●●委員

さっき、議論に挙がっていて、インタビューをされていたと思うのですが、それが市民参加の評価表にのつとると、御事情はよく分かって、特定の団体に聞くことが非常に意味があって、事前周知には見合わないで、されていないと思うのですが、インタビューを実施された経緯といいますか、少しインタビューについて詳しく教えていただけると、この後、話合いがしやすくなるので。

○子育て支援課

インタビューの対象が、地域で活動されている方々ということで、具体的には、子ども食堂だったり、学習支援団体の方と、主任児童委員という、民生委員と同じ立場で活動している方々に対してのインタビューを行いました。

なぜ行ったかという、やはり市としては、地域全体で子育てを支えていくという方針がありまして、地域の市民団体の皆さんと、市で協力して、地域の中での子育てを支えていく仕組みづくりをしているのです。そこをさらによくしていくために、皆さんに集まっていただいて、今現在の子どもたちの状況を聞きたいということと、活動をしている中で、やはり課題等もいろいろあると思うので、そういったことをお伺いして、計画に反映できればと思って、インタビューと意見交換を行っています。

○●●委員

御教授いただいて、ありがとうございました。

○事務局

これは、同じ日に一同に会して。

○子育て支援課

そうですね。事前に聞きたいことをお伝えして、その回答を踏まえながら、意見交換も少しするというような形で行いました。

○●●委員

分かりました。どうもありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございました。

それでは、事業ナンバー②についてのヒアリングについての御質問等々は終了となります。子育て支援課さん、ありがとうございました。

お待たせしました。それでは、事業ナンバー③のヒアリングということで、危機管理課にお越しいただきました。よろしくお願いいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

危機管理課ヒアリング

○事務局

まず、危機管理課の職員から、自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○危機管理課

危機管理課長の松田と申します。よろしくお願いします。

○危機管理課

危機管理課、佐藤と申します。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

まず、ヒアリングの前に、事務局から、③白井市地域防災計画修正事業の概要について御説明をさせていただきます。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、市民の生命、身体及び財産を保護するため、白井市防災会議が策定する計画となります。実施した市民参加の手法は、審議会とパブリックコメントになります。

概要についての説明は以上となります。担当課のほうで補足事項等あれば、説明をお願いします。

○危機管理課

特にはございません。

○事務局

ないようなので、ヒアリングに移りたいと思います。

会長、よろしくお願いします。

○●●委員

よろしくお願いします。

引き続きヒアリングということになりますが、各委員、いかがでしょうか。

○●●委員

頂いてはいるお答えではあるのですが、市民参加の手法として、審議会とパブリックコメントを実施されていて、今回の事業が修正に係るものなので、妥当な手法なのではないかという方向では話していたのですが、やはり会議の回数が1回であったこと、御回答頂いているのですが、1回であったこととか、パブリックコメントがなかなかアクセス数が集まりにくかったりですとか、御意見が集まりにくいことについて、どのように分析されているか。御回答は頂いているのですが、改めて教えていただければと。

○危機管理課

この防災に関することで、まず災害対策基本法という法律で規定されており、国の計画、それに整合した県の計画、そして我々の市町村計画がございまして、いわゆる法定計画という、法律上、定めなければならない計画で、国と県の計画内容に抵触のないようにしていく必要があるということと、近年の能登半島地震などの教訓を踏まえて、国と県も早期に対策を講じて修正を行っており、こちらとしても、いつ発生するか分からない災害に向けて、改正して修正していく必要があるというようなことから対応しているところです。

ただ、委員がおっしゃるように、パブリックコメントだとか会議開催数というのはあるのですが、こちらなるべく分かりやすい表記には努めようとして、ワンペーパーで、この修正内容はこういうことで、こういう考え方で方法を見直している、直さないところはこういうところがあるけれども、これは次回の改善、修正課題として残すというようなことを分かりやすく表記して出してはいるところでして。意見が出なかった原因については担当課でも分析が難しいです。なかなか、例えば皆さん、災害意識がだんだん高まっている中、これ必要だよ、だから、こういうこと必要だよとお認めいただいて、意見なしなのかもしれないし。たくさんこういう多岐にわたる災害の計画に意見を求めている、なかなか専門的で分からないということがあるのかもしれないですが、そこら辺のところは、なるべくこちら、パブリックコメント期間自体も、条例上2週間以上というところを3週間設けましたし、議会にも運営報告で、ぜひ御意見頂きたいと報告したところです。これが現状としては、そういうふうに捉えています。

○●●委員

すみません、事前に確認すべきだったのですが、パブリックコメントを実施するに当たって、この計画の修正の概要版は作成されていて、その概要版の内容というのは、今、見せていただいたA4、1枚にまとめてくださっているものですか。

○危機管理課

そうですね。

○●●委員

なるほど。ありがとうございます。

○危機管理課

結局、市としても、配備体制を、組織改編とかも行われている中、早期に対応していかなく
てはいけない、市の事情と国・県の事情があるので。あと、地震の教訓を踏まえて改正して合
わせていく部分、それとあとは、さらに計画上分かりやすいその他の修正という意味で、大き
く3点、修正内容があるということを分かりやすく、1枚のペーパーをつけて、それで何か気
になるところがあれば、その回答ページに御意見頂ければと思って実施をしてきたところ
です。

○●●委員

承知いたしました。教えていただいてありがとうございます。

○危機管理課

防災会議についても、30人という委員構成の中で、各国交省とか国の機関、県、警察、自
衛隊からというところで、所属長の方が多いので、こちらも一応日程調整には努めているので
すけれども、その方自身にお願いしているから、代理出席は白井市としては認めておりません。

ただ、事前に、こういうふうな考えで、こういうふうに直したいのという意見照会をして
いるので、当日来る方も来ない方も、その場で言うていただいてもいいですし、特に、当日来
られない方は、こちらに出していただければ、それを修正してまいりますという作業を行っ
ておりますので、開催したのは1回ですけれども、内容の確認は事前にいただいています。

○●●委員

承知しました。

審議会の議事録も、事前にきちんと見て覚えてくるべきだったのですけれども、その審議会
の中で、その計画の修正の方法についてお話があって、十分に議論がなされたので、1回だっ
たという感じですかね。

○危機管理課

そうですね。もし、1回のところで内容が大幅に、これだと了承できないとか、内容に問題
があるのであれば、また当然2回目、3回目とあるのかもしれないのですが、今回については、
そういうことはございませんでしたので、1回で決定できたということとなります。

○●●委員

分かりました。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員。

○●●委員

公益団体の代表者は6名ですね。公益団体というのは、ここでは何を指しているのでしょうか。
構成員の代表者とは何ですか。

○危機管理課

指定地方公共機関の職員となります。

○●●委員

難しい言葉じゃなくて、こういう人、こういう人というふうに。

○危機管理課

御質問頂いて回答させていただいている中で、30人、委員がいる中で。

○●●委員

その中の6人ですね。千葉県知事、部内の職員5人。

○危機管理課

条例上の1号委員から9号委員までいる中で、第7号委員を指定公共機関または指定地方公共機関の職員としておりまして、その6名というのは、電気、ガス、通信とかの公共機関です。

○●●委員

一般論じゃなくて、例えば東京ガスとか、京葉ガスとか、会社名を教えてください。もし問題なければ。

○危機管理課

公表しておりますので申し上げますと、東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店の支店長、中村貴夫さん。

次が、東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社支社長、内山敏之さん。

東京ガス株式会社千葉支社の副支社長の山内義実さん。

あと、京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室室長、松本英紀さん。

日本郵便株式会社白井郵便局局長、越山明洋さん。

北総鉄道株式会社新鎌ヶ谷駅駅務区長、鈴木悦夫さんが。その6名となります。

○●●委員

ありがとうございます。

もう一ついいですか。ここに書いてある、市条例に定めてこの組織が決まっていると書いてあるのですけれども、さきほど、始まる前に話したのですけれども、こういう時代、防災については、市民意識も高まっているので、こういう審議会の委員、一般市民も入れたらどうかと思ったのですけれども。もしもお考えがあれば。

○危機管理課

第8号委員として、自主防災組織とか福祉経験者ということで定められていまして、その中で、白井市の自治連合会の副会長だったり、白井自治会防災会の会長、市内に在住されている方が委員として数名入っています。

○●●委員

これが一般市民と考えれば、入っているということですかね。

○危機管理課

公募市民としてではないのですけれども、市の防災組織の代表者等は入っています。

○事務局

今後どうされるのかというのは。考えているのか考えていないのか、入れる予定はまだ難しいのか。

○●●委員

時代が時代なので、もしも入れたいのだったら、条例を変えてもらえばよいのでは。将来的にこういう防災会議についても、一般市民の方にも入っていただく方針なのか、まだそこまで考えていないのか。

○危機管理課

防災会議の委員に一般公募の市民の方を、この30名の中に入っていただくという考えは、予定はしておりませんが、今後、県の全体の防災アセスメント調査というのものが実施

されておりまして、想定される地震だとか被害をもう一回再調査をかけているところなので、そういう大幅な修正が行われるときには、この防災会議での市民参加というよりは、ほかにも手法が、意見交換会とかワークショップとかあると思うので、そういったところで、もっと広く市民の方に参加していただくのがいいかと考えております。

○●●委員

ありがとうございました。

○●●委員

事業③のヒアリングは以上となります。ありがとうございました。

危機管理課の皆様も、ありがとうございました。

○危機管理課

ありがとうございました。

○●●委員

いずれにしろ、今、ヒアリングが終了したのですけれども、この後、事務局から、流れの中で御説明があると思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

以上でヒアリングは終了となりますが、本年度から、先ほど課長がお伝えしたように、感想会という形で、今のヒアリングですとか、ここで出たよかった点、改善点を通して、いつも修正をいただいていると思うのですけれども、これに関して、何か心象が変わった点や、評価に影響があった点がありましたら、御発言いただきたいと思います。その後、本日、もしヒアリングを受けて、評価表も修正できる方がいらっしゃったら、本日修正していただいて、事務局に提出していただいても差し支えございません。もし一度、今日の内容を踏まえて、家で考えてから出したいという方に関しましては、9月17日までに提出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。1事業10分程度を考えております。

会長に御進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○●●委員

ありがとうございます。

今、御説明ございましたけれども、そういう意味で、先ほどのヒアリングを受けて、御感想といいますか、御意見等々あれば。逆に言えば、こういういい場を設けていただいていますので、お話をしていただく。その結果、評価といいますか、点数も含めた分に反映できるのであれば、そういうことでさせていただきます。

皆さん、いかがでしょうか。まず、事業②から。

●●委員。

○●●委員

それぞれについてというよりも、ヒアリングの回答文書を見て、感じたところがあります。二つ目の事業のほうに回答がすごく丁寧でして、詳しく回答していただいているのに対して、最初の事業のこどもプランのほうに、回答がすごくあっさりでした。危機管理課の方も、あんまり市民参加の手法は、そんなにたくさんはなかったかもしないですけれども、しっかり丁寧に行われていたところが垣間見えたというところがありましたので、こういうヒアリングもあるのですけれども、事前に回答いただく内容も、しっかり回収していただけるといいかと思いました。その辺りが、感じたところになりますので、内容に関わるのではなくて申し訳な

いのですけれども、コメントは以上となります。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、今の話もございましたので、事業②と③がありますので、まず事業②のほうから、各委員から御意見とか御感想を頂ければと思いますけれども、大体10分ぐらいですかね。先ほどお話ございましたように。

各委員、いかがでしょうか。

どうぞ、●●委員。

○●●委員

さっき言っていたこどもプランのインタビュー調査ですかね。その他の市民参加についてなのですけれども、渋い点数をつけたのですけれども、少し点数を見直したいと思います。

ただ、これだけ見ると、あまりいい点数にならないのですけれども、先ほどの話を聞いて、取り組み方とか市民参加に対する意見等を考えると、皆さんと同じぐらいの6.4点か6.5点ぐらいでもいいと思いました。ですので、基準が6で水準を5に変更していただければと思います。

○事務局

その他の方法でよろしいですか。

○●●委員

その他の方法です。そちらで修正していただけますか。

○事務局

事務局で修正いたします。

○●●委員

調査票だけでは、よく伝わってこないことってありますね。それより逆に、その他の市民参加を何でやったのかというのを、もうちょっと詳しく書いてくれると。

○●●委員 あと、いかがですか。

●●委員。

○●●委員

私は御質問の中で、しろいの未来作戦会議の当日の様子についてというのを出して、そのお答えとして、こうあってほしいとか、こうすべきとか、いろいろな意見が出ましたと回答頂いているのですけれども、想像ですけれども、恐らくこの手の質問に答えると、結構拡散すると思うのです。さっき●●委員がおっしゃった、それをどうやって施策に落とし込むとか、そういうのは結構難しいかと思っているのです。だから、こういうことをやられるのは、とてもいいことなのだと思います。でも、これがこの後の今年でも、来年でも、今後の政策とか実行にどう関わるのかってすごく大変だと思うので、恐らく、やることはやった上で、その辺のことも、多分、ものすごいエネルギーを使ってやられて、いい政策とか実行をされるといいと思います。感想も含めています。

○●●委員

あと、●●委員、いかがですか。

○●●委員

貴重な機会を設けていただいて、ありがとうございます。

皆さんのおっしゃるとおり、評価の、●●委員に御指摘いただいたとおり、これを厳密にやろうとすると、どうしても課の持っている姿勢と私たちの評価にギャップが出てしまうので、去年と違って、丸が何個だと何点みたいなことがなくなったので、少し柔軟に独自の、例えば、その他の事業なんかの場合は、少し、この判定はスキップしてもいいみたいなことができるといいと感じました。独自の手法、出やすいような評価基準があると。

○事務局

今後の評価のその他の方法は、どういう方法をとるかというのが、課ごとに工夫して行う内容になるので、評価基準の表について見直しを行いたいと思います。今年度は、このままやらせていただきたいのですけれども、来年度以降は検討したいと思います。

○●●委員

なかなか基準がないと判定しにくいですね。自分の心が入りそうで。

○●●委員

ないと書けないけれども、これに縛られると、ちょっと難しいですね。

○●●委員

いつも思うのです。何で図書館が入っていないのか。大したことじゃないのですけれども、判定基準にあるので。掲示するだけじゃないかと。

○●●委員

各部署の担当者の方は、あんまりそういうことは意識されていないですかね。御存じだとは思いますが。

○事務局

そんなことはないと思うのですけれども、図書館と情報公開コーナーとかというのが、両方に持っていくというところもあるので。あとは、チェック漏れもあるのかとは思ってはいるのですけれども、どうしてなのかと言われると、事務局としてはお答えしづらいです。

○●●委員

これを渡して、これでチェックしたらいいんじゃないかと思うのですけれども。最低限の話になるので。

○事務局

それを渡したほうが担当者が分かりやすいということであれば、渡すのは可能です。

○●●委員

渡せばいい話。

○●●委員

職員の方の研修会ときには、こういうものを出して。

○事務局

これは、お渡しはしていないかもしれないので、それを研修で取り入れるように検討します。

○●●委員

そうですね。

○●●委員

図書館がいいかどうかというのは、また別の問題です。

○●●委員

ただ、基準の中に入っていますからね。

○事務局

それを配布又は、周知するようにいたします。

○●●委員

ありがとうございます。

あとは、いかがですか。

○●●委員

1点だけなのですが、先ほど私、質問させていただいた意見交換会でいろいろな課と連携されたというところで、お話を伺ったら、これまでやられていたところを拾ってきたりとか、いろいろな工夫がなされていたというところがあって、そういう連携ができるというのは、いろいろな御経験や、蓄積があったからだと思ったので、大変すばらしいと思いました。その点だけ、強調させていただけたらと思います。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

○事務局

参考までに、先ほどの子育て支援課長が、前回の総合計画策定の担当者だったので、この辺だったら一緒に連携できるというノウハウが多分自分の中でもあって、一緒にやったらいいんじゃないかと思ったのかかもしれません。いずれにせよ、こういう審議とかをしていただいている結果がフィードバックされて、彼らの中で、やったというところもあるとは思っています。

○●●委員

ありがとうございます。

○事務局

多分、次回以降は、図書館になぜ掲示しないのかというのが共有されてくると思います。

○●●委員

担当されている方も、深い意味はないと思うのです。

○事務局

多分、図書館は離れているところなので、明日持っていこうとして忘れてしまっているだけなのだと思いますけれども。

○●●委員

すぐ裏じゃないですか。

○事務局

あとは、月曜日は図書館が休館だったりするので、タイムラグが出るときもあることも要因だと思います。

○●●委員

けれども、一気に掲示してしまえばよい話なので、全然置かない理由にはならないと思うのですよね。

もう画像にしちゃったらいいですよね。職員が記入したものが、そのままスクリーンに映し出されるような。

○事務局

電子的掲示でしょうか。

○●●委員

それが5分ぐらいで別のものに切り替わって、もしも市民の方が見たかったら、ボタン等を押したら、その画面が出るようにしたらいいですね。そうしたら行かなくてもいいし。

○事務局

そういう方法もありますね。

○●●委員

電子掲示板みたいな。

○●●委員

いろいろなところに置けますよね。

○●●委員

確かに、今、●●委員がおっしゃったように、結局、図書館は人が行きますからね。その行った人がそれを見ていただければ、それでいいので。

それは一つの御意見として、今度は、事業③ですけれども、白井市地域防災計画修正事業についての感想について、各委員からいかがでしょうか。

どうぞ。

○●●委員

点数の修正で、市民参加の手続で、基準が6にできてしまっていたのですけれども、妥当だと思いますので、7点に修正させてください。

議題（３）市民参加条例の見直しについて

事務局説明

○事務局

資料3-1をご覧ください。

表の横軸が各自治体の条例となります。縦軸を見ていただくと、各自治体の条例に対する目的や責務、実施機関等が記載されています。注目していただきたい箇所として白井市にないものについては、セルを色付きにしておりますのでそちらをご覧くださいと思います。

まず、実施機関についてですが、白井市にないものとして選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会などを実施機関に含めている自治体が多くみられます。

こちらは、当市でも改正後に加える予定となっていた内容と合致する点ではあります。

次に市民参加の対象についてです。

白井市にないものとして、憲章、宣言、意思決定、審査基準、処分基準、行政指導指針等を含んでいる自治体がありました。また、四街道市と印西市は公共施設の設置に係る計画の策定・変更の基準を事業費5億円以上としていました。

次に市民参加の方法についてです。

意見提出手続、市民会議手続、公聴会の開催、政策提案手続等を明文化している自治体が見られました。

裏面をご覧ください。委員会の設置についてです。委員数については8人から15人とばらつきがありました。委員構成については、人数を明記しているところと明記していないところがありました。

佐倉市のみ公募による市民が定数の10分の3以上となるよう努めると記載がありました。

任期は、概ね2年が多く再任を可としている自治体と、記載のない自治体がありました。

次に条例の見直しについてです。条例の見直しについて明文化している自治体がありました。見直しの期間を区切っている自治体もありました。

最後の行に各自治体の特徴的だった内容をまとめて記載してありますので参考としてください。

意見等

〇●●委員

いつも思うのですけれども、白井市のある意味の優位性というのですか、そういうのを知りたいと思うのです。自慢でも何でもいいです。とにかく、他の自治体よりも、白井市はこういうことやっているのだよと、そういうのを知りたいと思っているのですが、それって、どこかにありますか。

〇事務局

特徴としては、市民参加の方法が多いというところがあります。ほかの自治体ですと、四つぐらいが多いです。

〇●●委員

七つあるのですものね。

〇事務局

はい。白井市は7個ありますし、その他の市民参加の方法の設定と書いてあるのですけれども、これが幅広いところがありまして、独自に各課で行っている内容があると思うのですけれども。このその他の方法が、そもそもないところもありますし、あったとしても、全体として、ここまで明文化して7個も出している自治体というのは、後に県外の資料でも出てきますけれども、県外のほうでも、なかなか7個もあるような自治体は少ないので、白井市の一番大きな特徴としては、市民参加の方法が多いということや、あと、市民参加の対象、その1個上の段にありますけれども、こちらボリュームとしては多いですが、各自治体の中で、先ほど申しましたけれども、憲章や宣言等を含めている自治体があるというところがあります。

白井市の場合は、基本的には計画ですとか条例に特化しているような形で、広い意味で憲章とか宣言等というものを入れているかというところでは、入れてはいないというのですけれども、その他、特に市民参加を行うことが必要と認められるものというのを(6)のところに記載していますので、そこで担保できている部分もあるとは思っているのですが、明文化としては、条例や計画に限定しているような状態です。そういった特徴があります。

〇●●委員

ありがとうございます。いいですか。

市民参加の方法で、例えば佐倉市だと、白井市にないもので、市民からの意見の公募、ほかのところも意見提出手続とかありますよね。これ、白井の中の2番から7番に該当すると考えていいのですか。それとも、これは、こういう審議会とか何か会議というか、事業と関係なしに市民からの意見が言えるということなのですか。

〇事務局

市民からの意見の公募につきましては、こっちに書いてしまっているのですけれども、パブコメと同じような内容だと思われます。

○●●委員

そうしたら、白井市にはあるので、謙虚にこんなことしなくても、全部、白井市にありますよでいいのかと思って。

○事務局

ただ、市民会議ですとか市民説明会、意見提出手続、公聴会等については、白井市にないようなもので。

○●●委員

公聴会って、ワークショップとか意見交換会とどこが違うのですかね。

○事務局

先ほどの前段の話だと、佐倉市のは除いてもよさそうですね。少なくとも佐倉市は除いても。

○事務局

そうですね。こちらは上に含めていいと思われます。

○事務局

公聴会については、意見交換会になるのか、それとも、形づけとして、公聴会って参考人が話してくださいという形式になるので、意見聴取する場ではあるのかもしれないですけども、交換する場ではないのかもしれないです。

ただ、捉え方が市町村によって違ってくるので、そこについては、もう少し整理してお示しできればいいと思っていますが、そういうのが、今日の段階では、こういうのがありますよというところだけをまず共有させていただければと思います。

○●●委員

今のところで、市民会議というのはどういうものですか。何のことですか。

○事務局

市民会議につきましては、会議に参加した市民自身が会議を運営して、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議と条例には記載がありました。恐らくなのですが、基本的に、市民自身が会議を開催する形です。

○●●委員

自由に集まって、声をかけて集まろうと、会議として。

○事務局

そのような話をしていただいて、おそらく行政が関わらないというような形の会議を開催して、そこで出たものを。

○●●委員

行政に提出する。

○事務局

という形だと思います。

○●●委員

条例を策定してくださいとか。

○事務局

そうなのではないかと思われます。条例素案等を作成するための会議と書いてありますので。この条例だけだと読み取れない部分があるのですけれども、再度確認いたします。

○●●委員

やった実績がある自治体に。

○事務局

そうですね。そちらは市民会議を開催している自治体が幾つかありますので、確認をしたいと思います。

○●●委員

あと、この表の見方で、実施機関と書いてありますが、実施機関とはどういう意味ですか。

○事務局

例えばなのですが、市長と書いているところは、市長部局といって、我々もそうですが、市民活動支援課や総務課とか、そういった各課のことを指していて、教育委員会というのは、教育総務課とか、教育委員会に所属している課が行った計画とかが対象ですということです。

○事務局

一応、独立機関という扱いになっていまして、市長部局は別ですが、選挙管理委員会は独立した組織なのです。選挙管理委員会というのがあって、市長の部局ではないというような形になっていて。もともと白井市では、これを去年の段階では入れようというお話があったと思うのですが、もともと白井市でも、市民参加条例をつくるときに検討はしていたのです。

ただ、選挙管理委員会が市民参加に該当することはないと思われるので、白井市では過去に検討したうえで除外しました。

ただ、その後、他の自治体では含めているので、あったときにきちんと対応するべきだということが入っている。もともと行政の機関、例えば農業委員会がそうなのですが、農業委員会は、農業委員会の会長がトップという形になっていて、市の職員は農業委員会の事務局なのです。市長部局と明らかに任命権が違ってくるので、そのあたり分かれた独立組織というのが市役所の中にもあるということとなります。

○事務局

なお、教育委員会に異動いたしますと、教育委員会の職員に出向している形になります。

○●●委員

組織の立てつけの話ですか。

○●●委員

選挙管理委員会もそうなのですか。

○事務局

選挙委員会も辞令が出ます。

○●●委員

選挙の期間だけ辞令が来るんですか。

○事務局

併任の職員はそうなります。専任の職員は、今、白井市は独立して併任でやっているのですが、総務課の職員に4月に辞令が出ています。

○●●委員

兼務になるのですか。

○事務局

白井市の場合は兼務です。

○●●委員

一ついいですか。これを見ていて気になったのですけれども、裏の委員会設置というところの（３）委員構成って、参加条例で市民が５人以内と書いてありますよね。５名以内。そうすると、さっきのヒアリングでやった防災、当てはまらなくなりますよね。

○事務局

他の審議会ではなく、市民参加推進会議のこととなります。市民参加推進会議と同じような会議をほかの自治体でもやっています、その同じような会議を設置している自治体が、白井市の場合は１０人以内です。

○●●委員

この会議ですね。審議会を行っている事業ではなくて。

○事務局

この会議になります。市民参加を評価する会議をやっているか、やっていないかというところがありまして、やっているところが表のとおりとなります。

○●●委員

一つ。非常に些末なことなのですからけれども、表の実施機関のところなのですからけれども、これで白井市にあるものの中で、市長、教育委員会はわかりませんが、及び水道事業とあります。隣の佐倉市だと、上下水道事業管理者となっていますよね。それから、流山市だと水道事業者となっていますけれども、これは意味が違うのですか。

○事務局

いわゆる企業会計という扱いになるのですけれども、水道事業と下水道事業というのは全く違ってまして、例えば白井市の場合だと、市営水道のエリアと県営水道のエリアがあったりするのです。ちなみに、ニュータウン地区が県営水道となっています。

○●●委員

この水道事業というのは、市の水道事業のことですか。

○事務局

はい。白井市の市営水道のエリアもありまして、例えば富士であったりとか、１６号のこっち側、この先のニュータウンエリア外は市営水道となっています。

○●●委員

下水道は別なのですね。

○事務局

そうです。水道も入っていないエリアもあるので、下水道は市が全部一括でやっているのです。

○●●委員

白井市のエリアは全部。

○事務局

白井市の下水道。下水道もないエリアもありますけれども、そういうような状況もあって、事業主体というか、形態が違ってくるので、白井市の場合はイコールにならないです。

○●●委員

でも、ニュータウンだと、水道は県水ですよね。でも、料金が徴収されるときは同じ紙で来ますよね。下水と上水で足し算できますよね。事業者が違うのに。

○事務局

水道はメーターに伴って送られてきます、下水もセットかな。

○事務局

セットなのですけれども、請求は請求代行をしている会社があるので、そこから来ていると思われます。

○●●委員

事業主は違う。

○事務局

昔は第一環境でしたけれども、今は違うところになっています。

○●●委員

下水道は市役所、市で、上水は二つあるということなのですか。

○事務局

はい。白井市の場合は。鎌ヶ谷市は県営水道ですから、市町村によって違ってくるので、そこを上下水道かがきっちりかけるのか、白井市の場合は、対象が違ってくるので分けてやらないと合致してこない。

○●●委員

横に書いてある白井市にある市長、教育委員会及び水道事業と、この水道事業というのは、上水道事業、下水道事業をまとめたものになりますか。

○事務局

水道というと、一般的に上水道となります。下水道の関係は、省略すると下水という表現を一般的に使用します。少し難しいのは、白井市、上下水道課という一つの課なので。昔は水道課と下水、二つの課だったのですけれども、一緒に業務を行うことが多いので一つになりました。少し分かりづらくなっていますけれども、上水担当と下水担当は別々になります。

○●●委員

同じ実施機関のことで。●●委員も質問してくださっていたのですけれども、私、まだ分かっていなくて。この表自体は、市民参加条例を各自治体ごとに比較している表ですかね。

○事務局

はい。

○●●委員

目的が、白井市はこう、佐倉市はこうと書いてあって、誰が責任を、どんな責任をこの条例で果たすのかというのが2行目で、その次の実施機関がよく分からないのですけれども、例えば市民参加の対象で、白井市はこれだけ対象にしていますよ、佐倉市はこれだけ対象にしているけれども、白井市と佐倉市を比べたときに、例えば市の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定、改定とかは、白井市の市民参加条例に含まれていないですよというのは意味分かるのですけれども、戻って実施機関になると、実施機関の白井市にないところが、これはどういうことなのか、もう一回教えていただきたいです。

○事務局

少し難しいのですが、市長と書いてあるのですけれども、基本的には市長の下部組織になります。例えば市民活動支援課になります。

○●●委員

市民活動支援課。

○事務局

そうです。市民活動支援課や市民課とか、そういうところが、市長と書いてるのですけれども、全てその下に入っている課の策定する計画や条例の策定が対象になっていますということです。逆に、選挙管理委員会は、今のところ市には入っていないので、選挙管理委員会が何かそういう策定等をして、それは対象外という話になります。

○●●委員

市民参加の評価の対象外。

○事務局

そうです。

○事務局

白井市の選挙管理委員会が行うときは、やってもいいのですけれども、条例でやるのは義務づけられていないのです。

○●●委員

いつもこの市民参加を行った理由があるじゃないですか、行った理由に当てはまっていたとしても、例えば実施したのが選挙管理委員会だったら、評価の対象ではないという。

○事務局

条例の対象外となります。

○●●委員

条例の対象外。承知しました。よく分かりました。

○事務局

少し分かりづらいですね。ただ、実際はあまりないと思います。実態としてはないのですけれども、見かけ上、他自治体で入っているのに白井市が入っていないように見えるということで、昔は実態を優先して、書かなくてよいという結論としていたのですけれども、今は想定できないけれども、将来あるかもしれないということで、他自治体は書いているのだったら、白井市も書いてもいいんじゃないかという考えもあるとは思っています。

○●●委員

聞いた話ですけれども、白井市は、とにかくいろいろなことを先行していた。特に市民参加条例の策定、白井の行っていること、あるいは、条例等を参考にして、他自治体が追いかけてきたと私は聞いていたのです。そうすると、白井市にないのは、例えば選挙管理委員会が他自治体は、みんなあるじゃないですか。うちは入れておこうとって、後で追いかけて入れたという、そういうことですか、深い意味はないのですよね。

○事務局

うちの市民参加条例の逐条解説にも書いてあるのですけれども、実施機関については、こういう理由で除外したと書いてあります。

しかし、さっき言ったように、選挙管理委員会で、例えば選挙管理委員の方針をつくる可能

性があるかもしれないから、ほぼ想定されないのですけれども、入れていて損がないのであれば入れてしまおうと、どこかの自治体が記載して、それが標準的になったと思われます。

○●●委員

入れておいたほうが無難という判断ですか。

○事務局

その判断だと思います。白井市の場合は、どちらかというと、ちゃんと議論をしてつくったので、あんまり考えられないものを入れても煩わしくなるので除いたのですけれども、あつて困るものでなければ入れてしまうという考えもあるかと思います。

○●●委員

千葉県では、条例策定は白井市が一番早いのですか。

○事務局

千葉県では一番です。

○●●委員

例えば今回、条例を改正というのは、悪いからやるのではなくて、時代に合わせて改正する趣旨ですよ、今の条例が駄目だということではなくて、追加で足りないものがあつたら、それを足していくとか、あるいは時代に沿った文言に改正していきましょうという意味ですよ。

○●●委員

例えば選挙管理委員会、市民参加条例に対応している佐倉市、どんなものがあるのですかね。選挙管理委員会の事業として。

○事務局

おそらく行ったことはないと思われます。想定できないので白井市は除いているので、やったことがないけれども、あるかもしれないからという考えで含めているのだと思います。

○●●委員

要するに外郭団体として、これがあるから入れているという。

○事務局

白井市もあるのですけれども、やる可能性がないかもしれないけれども、やる可能性があるのだつたら、あらかじめ縛っておこうという考えです。

○●●委員

コメントというか、よろしいでしょうか。

○●●委員

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今のお話とは違うのですけれども、白井市が何がいいのかというところで、あまり詳しくは、こちらに書かれていないのですけれども、先ほどの職員異動の話もあつたのですけれども、評価をしっかりとやって、それが職員の方へのフィードバックにつながって、事業②の市民参加がよくなっているというのは、条例の書かれているところ以上の白井市の成果として、すごく出てきていると思っています。

私自身、全国のいろいろな条例を見ているのですけれども、本当に白井市の特徴としては、評価をしっかりと行うというところだと思っています。今回の条例改正で、そこを書く必要はない

としても選択しているのと。ただ、そこが条例の文言には出てこない、すごくいいところだと思って、何か発信をしていくべきなのではないかと思っております。

○事務局

ありがとうございました。

実際、先ほどの、私も付け加えるかどうか悩んだのですけれども、この市民参加推進会議で評価をさせていただいています。基本的に、全部の事業について評価をしているというところはほとんどなくて、もしくは、自分たちの評価を報告して意見をいただいている形で行っている自治体もありますが、一つ一つやっているというところは、ないわけではありませんが、少ないというのは、現状として、あるかと思います。

あと、これは条例と全く関係はないのですけれども、この条例ができて以降の首長の話なのですけれども、もともとこの条例ができたときの首長から、その後なられた首長は、この100人会議、市民会議の中でつくられた方が首長になられています。その後も、この市民参加条例を担当する部署の職員にたまたまなっているのですけれども、それが担当者だったということもあって、やはり市の中でも、こういうものに関しては、きちんと行うべきというのが、市の職員の中で共有されている部分だとは思っています。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

平成16年は、まだ市施行前ですか。

○事務局

中村市政の時代ですね。平成13年から市になっています。

○●●委員

市施行後なのですね。それで今、資料3-1を活用して、千葉県内の市民参加条例の比較をいただいたのですけれども、県外は。

事務局説明

○事務局

続きまして、県外の説明に移らせていただきます。資料3-2をご覧ください。

先ほどと同じく、表の横軸が各自治体の条例となります。縦軸に、各自治体の条例に対する目的や責務、実施機関等が記載されています。こちら白井市にないものについては、セルを色付きにしておりますのでそちらをご覧くださいと思います。

まず、実施機関についてですが、概ね県内と同様となりますが、こちらは公平委員会がある自治体があります。

次に市民参加の対象についてです。こちらを見ていただくと例として左から2番目の大和市をご覧くださいなのですが、色付のセルの「白井市にないもの」に（1）市民生活に大きな影響を及ぼす「制度」の導入又は改廃と記載されています。白井市では「条例」と明記していますが、県外の自治体では「制度」という言葉を使用している団体が多く、条例に限定していない点が特徴となります。

また、和光市では、公共施設の設置に係る計画の策定・変更の基準を事業費5億円以上、坂戸市では10億円以上としていました。

次に市民参加の方法として、市民会議、公聴会、市民意見提出手続、市民対話説明会手続、

市民政策提案手続等が明記されている自治体がありました。市民会議は市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議となります。公聴会は、対象事項に関して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合に市長等が市民等からその意見を聴く手続となります。市民対話説明会手続は、対象事項の案を説明して市民と市の機関及び市民同士が議論する手続となります。

市民政策提案手続・政策公募手続は、市民が具体的な政策等を提案し、その提案から市の機関が意思決定を行い公表する手続となります。

裏面をご覧ください。

次に公表の方法についてですが、特質なものはありませんでした。次に委員会の設置についてです。委員数については7人から12人とばらつきがありました。委員構成については、人数を明記しているところと明記していないところがありました。

任期は、概ね2年で再任を可としている自治体が多くみられました。

次に条例の見直しについてです。必要に応じ見直しを行うものとしている自治体が多くみられました。

最後に特徴についてですが、大和市にオンラインでの傍聴についての記載がありました。岩倉市では、傍聴の手続等についての規定が多くみられました。明石市では、委員に10人ごとに1人以上障害者を含めるとの記載がありました。

また、男女比はいずれも4割を下回らないようにすることとの記載がありました。

以上で議題3の説明を終わりとなります。

意見等

〇〇〇委員

〇〇委員どうぞ。

〇〇〇委員

大丈夫ですか。ありがとうございます。

私、大和市を大学院生のときに事例研究で調べておりまして、すごく読み込んだというか、これの運用の部分を調べていました。その後10年経ったぐらいに、一度ヒアリングをしたときに、大和市のほうでおっしゃっていたのが、大和市では二つ以上の市民参加を組み合わせなければいけないというようなことが、決められているそうなのです。二つ以上やらなきゃいけないので、パブコメと審議会とか、幾つか組み合わせるということをされていて、それによって、行政側の市民参加に対する理解というものが深まりつつ、しかも、市民参加をすることが当たり前みたいになってきているのだということをおっしゃっていて。条例で規定するというのは、行政の構造も変えていくということなので、すごく大事だなと感じた経験がありましたので、今回の表の中には見えていないところなのですけども、それが一つありました。

あと、岩倉市なのですけども、無作為抽出の制度を制度としてやられているということです。その点は、白井市でも、無作為の公募市民の方に入っていただくということが制度としてあります。なので、そういう岩倉市のようなところも、たしか条例で規定しているということだったので、参考にできるんじゃないかとは思いました。

無作為を条例に規定している自治体というのは、そんなに多くありませんので、今回もそうでしたけれども、白井市では20代の方が入ったりとか、すごく幅広い層の参加を可能にして

いる一つの大きな制度だと思っておりますので、入るといいと個人的には思っているのですけれども。

コメントとなります。絶対に入りたいとか、そういうわけではありませんので、大丈夫です。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。よろしいですか。

○事務局

今の御意見に関して、お伝えしたいのですが、岩倉市と明石市なのですけれども、裏面のほうの公表の方法を見ていただくと分かると思うのですが、二つ以上の方法により行うというような記載があると思うのですけれども、これと同じように、表面のほうの市民参加の方法についても、岩倉市のところに書かせていただいているのですけれども、白井市にあるのと同じ枠のところにあるのですけれども、複数の方法で行うよう努めなければならないというような、強制ではないのですが、複数の方法をとるようなというような記載はある自治体もございました。ほかに、そういう団体があったと思いますが、今回こちらにお出ししているものの中には、これしかないのですけれども、そういった団体も幾つかございました。公表の方法も複数の方法を使ってほしいというような団体が岩倉市とか明石市で見られますのでということをお伝えしておきます。

あと、無作為抽出というお話も出たのですけれども、同じような制度として、市民登録制度という取り組みを行っている団体がありました。左から2番目の大和市ですとか、その隣の春日部市、あとは、右から2番目の岩倉市についても、市民登録制度というのがありまして、これを調べましたところ、無作為抽出と同じような内容になっていまして、市民の中から抽出した方に登録をお願いし、登録していただいた方に連絡して登用する制度ということなので、おそらく無作為抽出と同じような制度だと思われるものがありました。その登録制度がある団体に関しまして、今の三つのところの特徴の一番下の欄のところに、市民登録制度がありますということを書かせていただきました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

もしかしたら、大和市は二つ以上というのは入っていたかもしれないので、お諮りいただけたらと思います。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございました。

取りあえずは、今日御説明いただいたのが一つの大きな意味の前提といえますか、中身についても、これからですね。

○事務局

今日お話しいただいた中で、先ほど無作為抽出であったりとか組合せの話とか、それで調べるものがあれば、また調べますので、そこのところについて、今日は思ったベースでいいと思うのですけれども、こういうのとかがどうかなという話でも結構ですので、御意見頂ければと思います。今日やるべきことは大体終わってはいるのですけれども、何かこういうところも調べてほしいということがあれば、次回また適宜、情報共有をしながら意見の共有をして、どうい

う形がいいかというのをつくっていきたいと思いますので、何か意見がありましたらお願いします。

○●●委員

調べてほしいのですけれども、市民参加条例に対する各市の職員への啓発とか教育って、どうされているのか。条例の中に入っているのか調べていただきたいと思います。

条例と、もし分かれば、実際どういう形をやっているのかというのが。

○●●委員

あと、例えば、そういう意味で、市の職員の方々の一つの教育という、そういうものについては、研修の中の項目には必ず入っているのでしょうか。

○事務局

例えば白井市の場合は、市民参加条例の研修をすることというのは、条例の中に位置づけがあるのです。それに基づいて、1回目の会議のときにお話しをしましたけれども、私どものところだと、通常は、新規採用職員と中堅の職員、それと、市民参加に推進会議の評価対象に該当するような事業を今年度行う担当者については、より具体的に、こういうことをやらなければならないということを行っています。そういう説明会をそれぞれの対象者に対して行っているというのが、現在、通年で必ずやっている研修ではあります。白井市の場合はです。

条例に位置づけているかということと、あと、全部分かるかどうか分かりませんが、そのあたり、研修について担当者に聞いたりという形は考えていきたいと思います。

○●●委員

それって非常にいいことだと思うのです。この表なら表のところに、そういう1項目入れて。

○事務局

そうですね。今お話あったのは、最終的に入れた形にして、こういう検討をしてやりましたという話になってくると思うので、入れたいと思います。

○●●委員

併せて、お願いしていいですか。報告書みたいなものが、ほかの自治体では、どのような形で行われているのかというのを、もし情報として提供していただけると、うれしいと思うのですけれども。

○事務局

こちらの答申に該当するものということでよろしいでしょうか。

○●●委員

はい。

○事務局

私たちは、答申の関係で、先ほども少し話しましたがけれども、歴代の市長が市民参加に比較的関心を持っているというところもあって、こういうところについて、答申があったものについては横展開するようにという話があります。

先ほどのQRコードの話も、QRコードをアンケートに入れてみたりとか、広報にQRコードを使ったりとか、そういうような形を1回始めると、ここで具体的な議論を皆様にしていただくので、そういうのを横展開しやすいところには、白井市ではなっているのですけれども、そうでないところもいろいろあると思いますので、そのあたりも含めて確認していきたいと思います。具体的に、どうなのかというところも調べればと思います。

もし何かありましたら、後日でも構いませんので、事務局に御連絡頂ければ追加で調べますので。何か意見あれば、おっしゃっていただいて差し支えありませんので、よろしくお願いします。

○●●委員

一つだけ。このことは本質的なものではないのですが、例えば市民参加条例といいますか、これをテーマにした、例えばミーティング等はあるのですか。県内や全国で。

○事務局

ないですね。

○●●委員

そこまではないのですかね。

○事務局

市民参加に関しては、どこもやはり独自にやっているところが多いのだと思います。

一方、私どもの課の事務のうち市民活動等になってくると、連携というのはテーマになってくるので、例えば県であれば、今の知事ではなくて、前の前の堂本さんの時代とかは、そういうことに比較的関心を持っていたので、県がリーダーシップをとって、いろいろ勉強会をやったりというのはあったと思います。市民参加となると、市の施策に対してのところなので、市町村独自というのが多いと思います。市民団体だと、横をまたぐこともあったりします。本当は最初にそういうのがやればよいと思います。

昔の話ですが、1%条例という市川市の取り組みを御存じの方いらっしゃいますか。住民税の1%を何か好きな団体に登録できるというような制度があったのですが、その制度としては、1%の勉強会というのは、全国的にやっていた。市川市が音頭をとって、愛知の一宮市であったりとか佐賀市とか、そういうところが参加した勉強会とというのは、やっていたのはありますけれども。ただ、それも当時の市川市長の施策であったので、市川市長が交代したのと併せて、その勉強会自体はなくなったのかと思います。

○●●委員

ネーミングは、それぞれなのでしょうね、そういう意味では。全く同じじゃないですものね。

○事務局

推進条例だったりもしますし、協働推進条例というような名称もあったりしますが。

○●●委員

すみません、見直しは他自治体で行っているのですか

○事務局

見直しに関しては、見直しをすることというようなことが条例に盛り込まれている自治体もございますし、年数を区切っている自治体が、あったと思います。

○事務局

四街道市では施行3年を超えない範囲で行っています。大和市も、県外になりますけれども、左から2番目のところも、施行日から3年以内に、状況を踏まえて必要な見直しを行うものとするという記載がありましたが、他の自治体に関しては、期限まではない自治体が多いですね。

○事務局

条例の附則を見れば、改正履歴で分かるので、調べることは可能です。今、当初のときのしかなないのですが、改正附則といって、条例の下のところ、いついつ改正したとかという

記録が出ますので、それを見れば、したか、していないかは確認することは可能でございます。

○事務局

四街道市は、平成29年10月13日に改正をしています。

○●●委員

定期的にするということは、よく分からないですね。必要があればするのだけれども、定期的につて。必要ないといって、しないという、そういうふうになるのですね。

○事務局

「見直しを行う」なので、改正をするかどうか見て、改正をしたほうがいいのかということであれば、改正をするということ、これだったら別にしなくていいということであれば、改正しないという形で、検討するということだと思います。

○●●委員

そのこと自体は大事ですからね。検討すること自体は。

○事務局

先ほど●●委員がおっしゃっていましたが、無作為抽出については、10年前は、ほぼやっている自治体はなかったものですから、それについてやっているのは、その後にできたところについては、当然入れているのかもしれないですけども、それ以外については、改正で入れた可能性はあると思います。

○事務局

県内だと、ほとんど無作為抽出を行っている団体が見られないですね。県外だと市民登録制度という名前で同じようなことをやっているのですけども、県内では、私の調べた限りでは、ほかの市ではわかりませんが、ここにある中には一つもないです。

○●●委員

無作為といっても、委員全員が無作為ということは、あり得ないですね。

○事務局

白井市の場合は招待制度という形になっています。公募市民のうちの可能であれば半分は、無作為抽出での招待制度を活用してくださいという、施策としてやっているというのが現状で、実施基準のようなものはあるのですけども、対外的に、内部での決定で、施策でやっているというような形になっているものです。

ただ、当時、白井市が始めたときは、決定したのは県内で一番だったのですが、施行は柏が先になってしまいました。そのときは、全国でも、まだ5例とか6例目ぐらいのときに決定をしているので、その後になると思っています。

○事務局

インターンの学生に、この市民参加条例について調べていただいた資料があるので、それについても機会があれば、この会議の中で御紹介させていただければと思っています。よろしくお願いします。

○●●委員

それも、うちの市が先進的にいろいろなことを行っているから、学生も、やりがいはあるのではないのでしょうか。面白いですね。

では、本日の会議はこれで終了となります。